

奈良県告示第百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり曲川土地改良区営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成二十一年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

届出者	曲川土地改良区 理事長 井上 和勇
事業名	曲川土地改良区営土地改良事業（新規）
事業同意年月日	平成二十一年一月八日
地区名	下外ハ ト・太 良町地 区
事業年度	平成二十年 度
完了年月日	平成二十一年三月三十一日